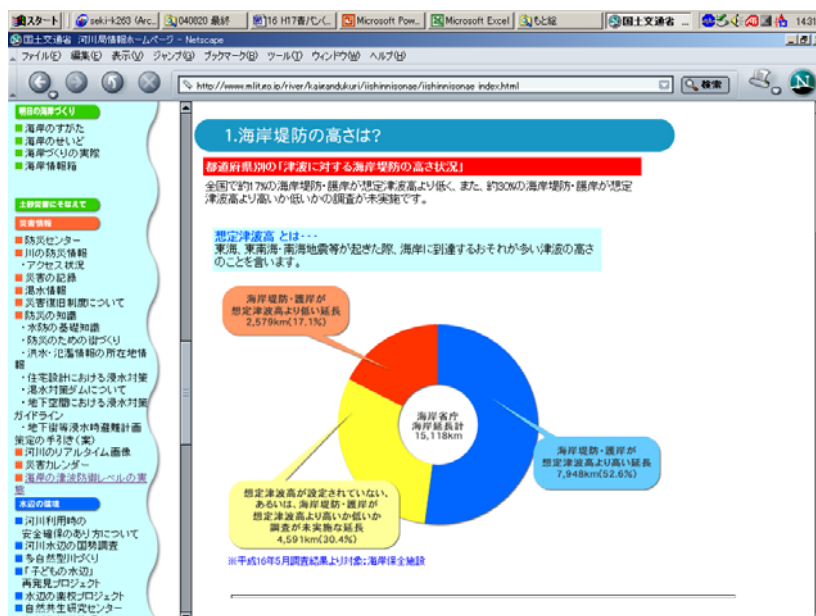


## 第4 事業の客観性・透明性の確保

### (1) 情報の一層の公開

河川局海岸室では、積極的に情報公開に努めています。

本年7月には、海岸省庁が共同で、今世紀中に起こる可能性が高いと言われている「東海、東南海・南海地震」等の大地震により発生する津波に対し、現在の海岸で国土を守ることが出来るのかについて、沿岸市町村別に状況を取りまとめ、ホームページで公開しました(平成16年5月調査結果)。市町村別に紹介するのは初めてのことです。



[http://www.mlit.go.jp/river/kaigandukuri/jishinnisonae/jishinnisonae\\_index.html](http://www.mlit.go.jp/river/kaigandukuri/jishinnisonae/jishinnisonae_index.html)

### (2) 政策アセスメント(事前評価)の実施

津波危機管理対策事業(仮称)の創設について概算要求するに当たり、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、特に必要性の観点からは目標と現状の乖離の把握やその原因分析・課題の特定を行うなど政策アセスメントを実施しています。

### (3) 新たな入札契約制度の導入

新技術・新工法を導入する際に、設計の自由度の高いデザインビルド(DB:設計・施工一括発注)方式を採用し、入札契約手続きにおける透明性を確保するとともに、競争性を高めることで一層のコスト縮減を推進します。

#### ■ 駿河海岸(静岡県)の事例[有脚式離岸堤]

工法によって設計内容が大きく変わるため、発注者が設計を一つに決定せず、複数の工法を提示した上で、受注者の技術力を活かし、設計から施工まで一括して発注します。



静岡県 大井川町 駿河海岸